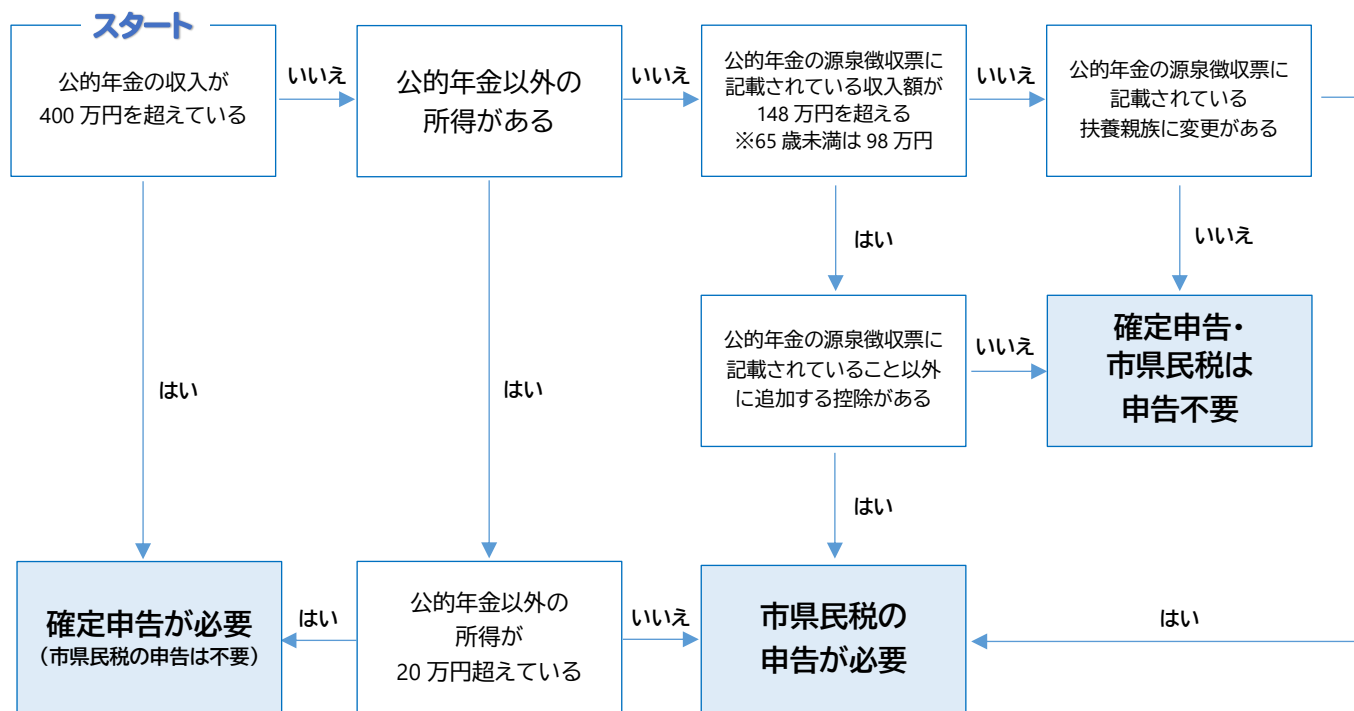


公的年金収入がある方へ(※ 障害年金、遺族年金は除く)

収入が公的年金(※障害年金、遺族年金除く)のみで、控除の追加がない方は 申告不要 です。
公的年金の他に収入がある方、扶養や医療費等の控除を追加する方は、申告が必要です。
申告が必要か、公的年金収入がある方のフローチャートをぜひご活用ください。

公的年金収入(※障害年金、遺族年金除く)がある方の申告フローチャート



- ▶ 年金から所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告をすることにより、税金が還付されることがあります。
- ▶ 遺族年金・障害年金のみを受給している方は、市県民税の申告が必要です。

Q

税務署では確定申告書を提出しなくてよいと言われたが、市役所には申告する必要がありますか

A

公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下は、**原則として、税務署への所得税の確定申告は不要**です。

ただし、申告フローチャートにあるように**扶養親族や医療費・社会保険料・生命保険料等の控除の追加がある場合には、市役所での市県民税の申告が必要です。**